

郡山市農業振興事業負担金交付要綱

平成 24 年 4 月 1 日制定

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

[農林部農業政策課]

(趣旨)

第 1 条 本市の農業振興事業の円滑な運営を図るための負担金（市が参加する研修会費等の負担金、国、地方自治体及び公益的法人で構成される団体への負担金及び市が出展する催事等の参加料、出展料等の負担金を除く。）の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 交付対象事業 負担金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(2) 交付対象者 交付対象事業を行う者をいう。

(交付手続)

第 3 条 負担金の交付の申請、決定等に関する事項その他負担金に係る予算の失効に関する基本的事項については、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるところによるものとする。

(負担金の交付対象者)

第 4 条 負担金の交付対象者、交付対象事業、交付対象経費及び交付額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第 5 条 負担金の交付の申請をしようとするものは、規則第 4 条の規定により、当該交付の申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 交付対象者の役員等名簿

(4) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第 6 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 負担金を目的外に使用しないこと。

(2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、交付対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存すること。

(概算払)

第 7 条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第 8 条 交付対象者は、交付対象事業が完了したときは、規則第 14 条の規定により当該完了の日から 30 日以内に当該交付対象事業の実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 交付対象者は、実績報告書を交付対象事業が完了した日の属する年度内に提出できない場合は、当該交付対象事業の完了後直ちに事業完了届を提出した後、実績報告書を提出しなければならない。

(負担金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、交付対象事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により負担金の交付額の確定の通知を書面により交付対象者に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合及び確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度以降の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象者	交付対象事業	交付対象経費	交付額
郡山の農業・観光物産展実行委員会	物産展の開催により、地元農林業及び特産品、加工品等の振興、地域の活性化並びに観光資源の宣伝を図る事業	事業費、会場設営費、広告宣伝費その他の郡山の農業観光・物産展に要する経費	交付対象経費の総額以内で、予算の範囲内で定める額
郡山市農始祭実行委員会	市内の農業者及び各農業団体関係者が一堂に会し、地域間の交流及び情報交換等を通じ、本市農業の発展に寄与することを目的とする事業	事業費、会場設営費、広告宣伝費その他の郡山市農始祭に要する経費	交付対象経費の総額以内で、予算の範囲内で定める額
第62回全国農業コンクール実行委員会	農業の発展と農村地域の活性化のため、農業経営面・生活面で、高い収益と快適な生活を実現し、地域に大きな影響を与えている農業者が実績を発表し、これを広く紹介・普及する事業	大会運営費、大会運営委託費、宿泊輸送等委託費、現地調査費その他の第62回全国農業コンクールに要する経費	交付対象経費の総額以内で、予算の範囲内で定める額